

理容所・美容所営業者 各位

静岡市保健所長  
(生活衛生課)

理容所・美容所における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市を始めとして、令和元年 12 月から新型コロナウイルス関連の肺炎と診断される症例が多数報告されております。

また、現在日本国内においても新型コロナウイルス感染症の発症者が増加しているところ です。

つきましては、下記に留意し、貴施設の衛生管理の向上を図られますようお願いいたします。

## 記

### 1 施設の衛生管理について

新型コロナウイルスによって引き起こされる感染症は、発熱及び呼吸器症状（咳等）を呈した後、肺炎に至ることがあります。感染には、飛沫感染（感染者の咳などと一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込み感染）と接触感染（感染者が咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつき、他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻に触ると粘膜から感染）があります。主に接触感染対策には施設利用者が頻繁にふれる場所について、以下の方法で消毒を行うことが有効です。

利用者の触れる場所ドアノブ、手洗い場の蛇口とシンク、トイレの水洗レバー、手すりが対象になります。

(1) 消毒剤のつくり方（手指消毒には使用しないでください。）

物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%濃度）が有効であることが分かっています。市販の塩素系漂白剤の次亜塩素酸ナトリウム濃度は5～6%です。購入した塩素系漂白剤の使用方法に従い、希釈してください。

（参考）6%次亜塩素酸ナトリウム 50ml を水 3L で希釈します（0.1%）

(2) 消毒の方法

作った消毒剤を利用者の触れる場所に噴霧し、ペーパータオルでふきとります。その時、一度ふき取ったペーパータオルで別の部分は絶対に拭かないようにしてください。

(3) その他

施設内の換気及び湿度管理に留意してください。

### 2 施設利用者及び従業者に対して

咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を推奨してください。施設の出入口に手指消毒薬を設置し、利用を推奨することも有効です（手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）が有効です）。

（裏面もあります）

### 3 器具の消毒について

現在、消毒用エタノールの入手が困難になっている事象が確認されております。

器具の消毒は消毒用エタノール以外の方法でも可能です。煮沸消毒や塩素剤を使用して確実に消毒を行ってください（消毒用エタノールの入手が困難な状況下での消毒方法の変更については保健所への変更届出の必要はありません）。

### 4 「帰国者・接触者相談センター」に御相談いただく目安

「帰国者・接触者相談センター」が開設され、24時間体制で相談を行っています。

御相談いただく目安は、37.5度以上の発熱が4日以上続いている又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合です。該当がある場合は、静岡市保健所「帰国者・接触者相談センター」TEL054-249-2221へ御連絡いただき、その指示に従ってください（別添の「(2月22日時点版)新型コロナウイルスQ&A」も御覧ください）。

### 5 外国人利用者向けのパンフレットの提供について

外国人の利用者から体調不良の訴えがあった場合などに使用できるパンフレットの提供が観光庁からありましたので、送付します。施設内での掲示及び利用者への情報提供等に御活用ください。

<和訳>

日本を旅行している皆様へ

日本政府観光局（JNTO）では、365日24時間対応可能なコールセンター（Japan Visitor Hotline）を運営しています。

新型コロナウイルス関連肺炎に係る緊急事態やアクシデントが起こった場合はコールセンターにお気軽に連絡してください。

多言語（英語、中国語、韓国語）で対応しています。

### 6 配布物一覧

- (1) 新型コロナウイルス対策として清浄化すべきポイント（静岡市保健所）
- (2) 器具の消毒方法について（静岡市保健所）
- (3) 外国人旅行者向けパンフレット（観光庁）
- (4) (2月22日時点版) 新型コロナウイルスQ&A（厚生労働省）
- (5) 新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省）
- (6) 感染症対策へのご協力をお願いします（厚生労働省）
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策「マスクについてのお願い」（厚生労働省）

<問い合わせ先>

静岡市保健所生活衛生課 生活衛生係

電話 054-249-3155、3156